

四半期報告書

(第109期第2四半期)

株式会社 山梨中央銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【役員の状況】	19
第4 【経理の状況】	20
1 【中間連結財務諸表】	21
2 【その他】	50
3 【中間財務諸表】	51
4 【その他】	65
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	66

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月22日

【四半期会計期間】 第109期 第2四半期
(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社 山梨中央銀行

【英訳名】 The Yamanashi Chuo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 進 藤 中

【本店の所在の場所】 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

【電話番号】 055(233)2111(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 安 藤 昌 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号
株式会社 山梨中央銀行東京支店

【電話番号】 03(3256)3131(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長 荻 原 政 行

【縦覧に供する場所】 株式会社 山梨中央銀行東京支店
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	28,628	28,160	27,328	57,423	54,514
連結経常利益	百万円	3,087	7,005	6,110	6,913	8,013
連結中間純利益	百万円	1,794	5,363	3,457	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	3,475	4,056
連結中間包括利益	百万円	—	6,515	5,738	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	△ 5
連結純資産額	百万円	158,199	167,297	164,650	161,976	159,424
連結総資産額	百万円	2,632,836	2,716,088	2,809,050	2,709,198	2,731,372
1株当たり純資産額	円	855.68	912.82	906.32	875.40	878.10
1株当たり中間純利益金額	円	9.73	29.30	19.14	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	18.85	22.23
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—	19.13	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.98	6.13	5.82	5.95	5.80
連結自己資本比率(国内基準)	%	14.56	16.19	16.58	15.23	16.07
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	829	21,457	146,321	92,036	44,621
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 76,175	△ 59,841	△ 132,814	△ 135,694	△ 61,293
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 561	△ 1,194	△ 544	△ 1,117	△ 2,551
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	53,096	44,670	77,990	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	84,251	65,030
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,670 [743]	1,716 [763]	1,708 [746]	1,643 [742]	1,691 [759]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額」について、平成22年度以前は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
4 「自己資本比率」は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)新株予約権－中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。
5 「連結自己資本比率」は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の「平均臨時従業員数」は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第107期中	第108期中	第109期中	第107期	第108期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	25,470	25,058	24,436	50,830	48,511
経常利益	百万円	2,341	6,234	5,551	5,863	7,380
中間純利益	百万円	1,123	5,346	3,197	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	2,744	3,861
資本金	百万円	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
発行済株式総数	千株	189,915	184,915	184,915	189,915	184,915
純資産額	百万円	157,393	166,192	162,850	160,953	157,974
総資産額	百万円	2,634,692	2,721,502	2,813,509	2,714,416	2,736,548
預金残高	百万円	2,296,275	2,338,162	2,391,566	2,314,434	2,349,338
貸出金残高	百万円	1,464,442	1,480,234	1,449,630	1,503,191	1,526,084
有価証券残高	百万円	982,198	1,107,594	1,228,468	1,048,515	1,094,686
1株当たり中間純利益金額	円	6.09	29.21	17.70	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	14.89	21.16
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—	17.69	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	3.00	3.00	3.50	6.00	6.00
自己資本比率	%	5.97	6.10	5.78	5.92	5.77
単体自己資本比率(国内基準)	%	14.47	15.98	16.19	15.14	15.90
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,605 [675]	1,679 [732]	1,669 [717]	1,575 [676]	1,653 [729]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第109期中(平成23年9月)の1株当たり配当額のうち50銭は創立70周年記念配当であります。

3 「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額」について、平成23年3月以前は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

5 「自己資本比率」は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)新株予約権)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

6 「単体自己資本比率」は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

7 平成21年9月及び平成22年9月の「平均臨時従業員数」は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

平成23年度第2四半期連結累計期間のわが国経済は、期初に東日本大震災の影響がみられたものの、サプライチェーンの復旧とともに生産が持ち直し、個人消費も震災後の自粛ムードの解消により回復の動きが広がりました。しかし、後半は急速な円高や株安の進行により、先行き不透明感が台頭してまいりました。

この間の金融情勢をみますと、日経平均株価は期央にかけ1万円台回復の局面もありましたが、後半は株安が進み、期末には一時8,300円台まで下落しました。一方、為替相場も、後半は1ドル80円を割り込み、戦後最高値を更新するなど円高が続きました。

当行グループの主たる営業基盤である山梨県経済をみますと、生産面では半導体製造装置関連や電子部品関連が堅調に推移しました。また、震災や原発事故の影響により春先に大幅な減少がみられた観光客も、ゴールデンウィークから夏場にかけて回復するなど、全般的に持ち直しの動きが続きましたが、後半は全国同様下振れ懸念が窺われました。

当第2四半期連結累計期間の経営成績について、経常収益は、貸出金利息の減少などにより前年同期比8億32百万円減少し、273億28百万円となりました。

経常利益は、経常収益が8億円減少し、経常費用が前年同期とほぼ同水準となったことから、同8億95百万円減少し、61億10百万円となりました。

中間純利益は、前年同期比19億6百万円減少し34億57百万円となりました。

主要勘定の増減について、預金は、個人預金の増加等により平成23年3月末比424億円増加し、2兆3,910億円となりました。また譲渡性預金を含めた総預金は、同843億円増加し、2兆5,902億円となりました。

貸出金は、法人向貸出の減少等により平成23年3月末比762億円減少し、1兆4,404億円となりました。

有価証券は、同1,337億円増加し、1兆2,255億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、貸出金利息の減少などにより、前年同期比6億23百万円減少し176億40百万円となりました。

役務取引等収支は、保険販売手数料の減少などにより、同1億67百万円減少し27億86百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券売却益の減少などにより、同7億73百万円減少し7億20百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	18,241	23	—	18,264
	当第2四半期連結累計期間	17,612	28	—	17,640
うち資金運用 収益	前第2四半期連結累計期間	19,547	36	4	19,578
	当第2四半期連結累計期間	18,470	33	0	18,504
うち資金調達 費用	前第2四半期連結累計期間	1,305	12	4	1,314
	当第2四半期連結累計期間	857	5	0	863
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,930	23	—	2,953
	当第2四半期連結累計期間	2,761	24	—	2,786
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結累計期間	3,802	37	—	3,840
	当第2四半期連結累計期間	3,657	37	—	3,694
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結累計期間	871	14	—	886
	当第2四半期連結累計期間	895	12	—	908
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	1,424	70	—	1,494
	当第2四半期連結累計期間	649	71	—	720
うちその他業務 収益	前第2四半期連結累計期間	3,991	70	—	4,061
	当第2四半期連結累計期間	2,830	71	—	2,902
うちその他業務 費用	前第2四半期連結累計期間	2,566	—	—	2,566
	当第2四半期連結累計期間	2,181	—	—	2,181

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額(△)」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、保険販売手数料の減少などにより、前年同期比1億45百万円減少し36億94百万円となりました。

役務取引等費用は、同21百万円増加し9億8百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,802	37	3,840
	当第2四半期連結累計期間	3,657	37	3,694
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,349	—	1,349
	当第2四半期連結累計期間	1,322	—	1,322
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,081	36	1,118
	当第2四半期連結累計期間	1,021	35	1,057
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	383	—	383
	当第2四半期連結累計期間	439	—	439
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	508	—	508
	当第2四半期連結累計期間	392	—	392
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	123	—	123
	当第2四半期連結累計期間	126	—	126
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	122	1	123
	当第2四半期連結累計期間	101	1	103
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	871	14	886
	当第2四半期連結累計期間	895	12	908
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	354	14	368
	当第2四半期連結累計期間	372	12	384

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額については、該当ありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,332,446	5,079	2,337,526
	当第2四半期連結会計期間	2,385,414	5,655	2,391,069
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,208,280	—	1,208,280
	当第2四半期連結会計期間	1,245,469	—	1,245,469
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,104,703	—	1,104,703
	当第2四半期連結会計期間	1,126,754	—	1,126,754
うちその他	前第2四半期連結会計期間	19,463	5,079	24,542
	当第2四半期連結会計期間	13,190	5,655	18,845
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	155,935	—	155,935
	当第2四半期連結会計期間	199,161	—	199,161
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,488,382	5,079	2,493,462
	当第2四半期連結会計期間	2,584,575	5,655	2,590,230

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

3 相殺消去額については、該当ありません。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,469,607	100.00	1,440,414	100.00
製造業	158,659	10.80	156,224	10.84
農業、林業	1,294	0.09	1,403	0.10
漁業	23	0.00	22	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	2,312	0.16	2,216	0.15
建設業	41,613	2.83	41,344	2.87
電気・ガス・熱供給・水道業	35,284	2.40	32,204	2.24
情報通信業	19,850	1.35	18,390	1.28
運輸業、郵便業	66,511	4.53	75,281	5.23
卸売業、小売業	123,928	8.43	126,731	8.80
金融業、保険業	48,661	3.31	48,027	3.33
不動産業、物品賃貸業	177,080	12.05	179,049	12.43
その他のサービス業	154,860	10.54	165,103	11.46
国・地方公共団体	252,391	17.17	219,056	15.21
その他	387,133	26.34	375,359	26.06
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,469,607	—	1,440,414	—

(注) 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	21,753	20,236	△ 1,517
経費(除く臨時処理分)	14,376	15,203	827
人件費	7,949	8,070	121
物件費	5,652	6,415	763
税金	773	717	△ 56
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,377	5,032	△ 2,345
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	7,377	5,032	△ 2,345
うち債券関係損益	1,096	343	△ 753
臨時損益	△ 1,142	518	1,660
株式等関係損益	△ 976	△ 1,053	△ 77
不良債権処理額	89	66	△ 23
貸出金償却	0	0	0
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
債権売却損	77	6	△ 71
その他	11	59	48
貸倒引当金戻入益	—	1,759	1,759
償却債権取立益	—	0	0
その他臨時損益	△ 75	△ 122	△ 47
経常利益	6,234	5,551	△ 683
特別損益	1,492	△ 1	△ 1,493
うち貸倒引当金戻入益	1,621	—	△ 1,621
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	110	—	△ 110
うち固定資産処分損益	△ 48	0	48
うち減損損失	1	2	1
税引前中間純利益	7,727	5,549	△ 2,178
法人税、住民税及び事業税	944	1,885	941
法人税等調整額	1,435	467	△ 968
法人税等合計	2,380	2,352	△ 28
中間純利益	5,346	3,197	△ 2,149

(注) 1 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 「臨時損益」とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.49	1.36	△ 0.13
(イ) 貸出金利回	1.77	1.63	△ 0.14
(ロ) 有価証券利回	1.20	1.11	△ 0.09
(2) 資金調達原価 ②	1.23	1.22	△ 0.01
(イ) 預金等利回	0.10	0.06	△ 0.04
(ロ) 外部負債利回	0.10	0.10	0.00
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.26	0.14	△ 0.12

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	8.99	6.25	△ 2.74
業務純益ベース	8.99	6.25	△ 2.74
中間純利益ベース	6.51	3.97	△ 2.54

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	2,338,162	2,391,566	53,404
預金(平残)	2,336,086	2,391,540	55,454
貸出金(未残)	1,480,234	1,449,630	△ 30,604
貸出金(平残)	1,478,519	1,481,500	2,981

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,757,287	1,808,356	51,069
法人	459,209	455,068	△ 4,141
その他	121,665	128,140	6,475
合計	2,338,162	2,391,566	53,404

(注) 1 譲渡性預金を除いております。

2 「その他」は、公金、金融機関等であります。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	383,802	375,796	△ 8,006
住宅ローン残高	364,395	358,122	△ 6,273
その他ローン残高	19,407	17,673	△ 1,734

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	854,519	838,445	△ 16,074
総貸出金残高	② 百万円	1,480,234	1,449,630	△ 30,604
中小企業等貸出金比率	①/② %	57.72	57.83	0.11
中小企業等貸出先件数	③ 件	66,076	64,894	△ 1,182
総貸出先件数	④ 件	66,417	65,247	△ 1,170
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.48	99.45	△ 0.03

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	7	182	9	224
保証	1,766	7,827	1,543	6,459
計	1,773	8,009	1,552	6,683

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,400	15,400
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	8,287	8,287
	利益剰余金	124,743	125,804
	自己株式(△)	1,031	1,837
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	547	631
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	32
	連結子法人等の少数株主持分	727	986
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	147,579	148,041
	補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		—	—
一般貸倒引当金		8,436	7,192
負債性資本調達手段等		—	—
うち永久劣後債務(注2)		—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		—	—
計	8,436	7,192	
うち自己資本への算入額 (B)	5,920	5,794	
控除項目	控除項目(注4) (C)	125	114
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	153,374	153,720
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	861,231	842,557
	オフ・バランス取引等項目	13,023	12,367
	信用リスク・アセットの額 (E)	874,255	854,924
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	73,064	72,186
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,845	5,774
計(E)+(F) (H)	947,319	927,111	
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		16.19	16.58
(参考)Tier 1比率=A/H×100(%)		15.57	15.96

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,400	15,400
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	8,287	8,287
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	9,405	9,405
	その他利益剰余金	114,976	115,599
	その他	—	—
	自己株式(△)	1,031	1,837
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	547	631
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	32
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	146,490	146,254
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
補完的項目 (Tier 2)	一般貸倒引当金	4,559	3,366
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	4,559	3,366
	うち自己資本への算入額 (B)	4,559	3,366
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	151,050	149,620
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	860,962	841,537
	オフ・バランス取引等項目	13,023	12,367
	信用リスク・アセットの額 (E)	873,985	853,905
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	70,847	69,716
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,667	5,577
	計(E)+(F) (H)	944,833	923,621
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		15.98	16.19
(参考)Tier 1比率=A/H×100(%)		15.50	15.83

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	19,907	13,857
危険債権	31,677	37,854
要管理債権	2,750	2,848
正常債権	1,437,298	1,405,311

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

預金・譲渡性預金が843億円増加、貸出金が762億円減少したことなどから、1,463億円のキャッシュ・イン(前年同期は214億円のキャッシュ・イン)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の取得を1,846億円行い、売却・償還が526億円あったことなどから、1,328億円のキャッシュ・アウト(前年同期は598億円のキャッシュ・アウト)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払などにより5億円のキャッシュ・アウト(前年同期は11億円のキャッシュ・アウト)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は779億円(平成23年3月末比129億円増加)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じたものはありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	398,000,000
計	398,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	184,915,000	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	184,915,000	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年6月29日
新株予約権の数(個)	1,022(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	102,200(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年7月30日～平成53年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 317 資本組入額 159
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株であります。
2. 新株予約権の割当日後に当行が普通株式の株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により付与株式数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式の分割または株式の併合の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式の分割または株式の併合の比率
- また、割当日後に当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数の調整を行うことができるものとする。
3. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- ① 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ② 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。
- ③ 相続承継人は、権利行使期間内かつ当行所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的である株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日	—	184,915	—	15,400,000	—	8,287,374

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,275	5.55
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	7,169	3.87
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	6,047	3.27
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	5,600	3.02
山梨中央銀行職員持株会	山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号	5,542	2.99
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	3,549	1.91
株式会社常陽銀行 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	茨城県水戸市南町二丁目5番5号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	3,217	1.73
富国生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	3,000	1.62
学校法人帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目11番1号	2,977	1.60
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,887	1.56
計	—	50,264	27.18

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 10,275千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 2,887千株

2 当行は、平成23年9月30日現在、自己株式を4,371千株(2.36%)保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成16年11月15日付で大量保有報告書の提出があり、平成16年10月31日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行として当第2四半期会計期間末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	8,962	4.72
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,081	1.10
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	27	0.01
三菱UFJセキュリティーズ インターナショナル	6 Broadgate, London EC2M 2AA, United Kingdom	330	0.17
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	154	0.08
計	—	11,554	6.08

4 Platinum Investment Management Limitedから、平成19年12月7日付で大量保有報告書の提出があり、平成19年12月3日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行として当第2四半期会計期間末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
Platinum Investment Management Limited	Level 8,7 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia	8,760	4.61

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,371,000	—	単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 179,179,000	179,179	同上
単元未満株式	普通株式 1,365,000	—	1単元(1,000株)未満の株式であります。
発行済株式総数	184,915,000	—	—
総株主の議決権	—	179,179	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式656株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 山梨中央銀行	甲府市丸の内 一丁目20番8号	4,371,000	—	4,371,000	2.36
計	—	4,371,000	—	4,371,000	2.36

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	65,200	78,221
コールローン及び買入手形	13,234	18,217
買入金銭債権	10,515	11,867
商品有価証券	40	22
有価証券	※1, ※8, ※12 1,091,852	※1, ※8, ※12 1,225,554
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※10 1,516,665	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※10 1,440,414
外国為替	※6 771	※6 750
その他資産	※8, ※9 16,785	※8, ※9 16,795
有形固定資産	※11 25,658	※11 25,440
無形固定資産	8,294	7,462
繰延税金資産	600	539
支払承諾見返	7,222	6,683
貸倒引当金	△25,470	△22,917
資産の部合計	2,731,372	2,809,050
負債の部		
預金	※8 2,348,666	※8 2,391,069
譲渡性預金	157,211	199,161
コールマネー及び売渡手形	922	850
借入金	※8, ※9 26,191	※8, ※9 9,960
外国為替	84	106
その他負債	22,730	26,216
役員賞与引当金	31	19
退職給付引当金	7,467	7,513
役員退職慰労引当金	539	7
睡眠預金払戻損失引当金	332	358
偶発損失引当金	246	222
繰延税金負債	301	2,230
支払承諾	7,222	6,683
負債の部合計	2,571,948	2,644,399
純資産の部		
資本金	15,400	15,400
資本剰余金	8,287	8,287
利益剰余金	122,889	125,804
自己株式	△1,836	△1,837
株主資本合計	144,740	147,654
その他有価証券評価差額金	13,798	15,977
繰延ヘッジ損益	△0	0
その他の包括利益累計額合計	13,798	15,977
新株予約権	—	32
少数株主持分	885	986
純資産の部合計	159,424	164,650
負債及び純資産の部合計	2,731,372	2,809,050

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	28,160	27,328
資金運用収益	19,578	18,504
(うち貸出金利息)	13,081	12,099
(うち有価証券利息配当金)	6,386	6,308
役務取引等収益	3,840	3,694
その他業務収益	4,061	2,902
その他経常収益	※1 680	※1 2,227
経常費用	21,154	21,217
資金調達費用	1,314	863
(うち預金利息)	1,137	745
役務取引等費用	886	908
その他業務費用	2,566	2,181
営業経費	14,843	15,879
その他経常費用	※2 1,544	※2 1,384
経常利益	7,005	6,110
特別利益	1,090	0
固定資産処分益	—	0
貸倒引当金戻入益	1,057	—
償却債権取立益	33	—
特別損失	160	2
減損損失	1	2
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	110	—
固定資産処分損	48	—
税金等調整前中間純利益	7,935	6,109
法人税、住民税及び事業税	980	2,015
法人税等調整額	1,519	526
法人税等合計	2,499	2,542
少数株主損益調整前中間純利益	5,435	3,566
少数株主利益	72	109
中間純利益	5,363	3,457

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	5,435	3,566
その他の包括利益	1,079	2,171
その他有価証券評価差額金	1,079	2,171
繰延ヘッジ損益	0	0
中間包括利益	6,515	5,738
親会社株主に係る中間包括利益	6,445	5,635
少数株主に係る中間包括利益	70	102

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,400	15,400
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	15,400	15,400
資本剰余金		
当期首残高	8,307	8,287
当中間期変動額		
自己株式の消却	△2,116	—
自己株式の処分	△0	△0
利益剰余金から資本剰余金への振替	2,097	0
当中間期変動額合計	△19	—
当中間期末残高	8,287	8,287
利益剰余金		
当期首残高	122,029	122,889
当中間期変動額		
剰余金の配当	△552	△541
利益剰余金から資本剰余金への振替	△2,097	△0
中間純利益	5,363	3,457
当中間期変動額合計	2,713	2,915
当中間期末残高	124,743	125,804
自己株式		
当期首残高	△2,507	△1,836
当中間期変動額		
自己株式の取得	△641	△1
自己株式の消却	2,116	—
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	1,476	△1
当中間期末残高	△1,031	△1,837
株主資本合計		
当期首残高	143,229	144,740
当中間期変動額		
剰余金の配当	△552	△541
中間純利益	5,363	3,457
自己株式の取得	△641	△1
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	4,170	2,914
当中間期末残高	147,399	147,654

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	18,088	13,798
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,082	2,178
当中間期変動額合計	1,082	2,178
当中間期末残高	19,170	15,977
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△0	△0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	△0	0
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	18,088	13,798
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,082	2,178
当中間期変動額合計	1,082	2,178
当中間期末残高	19,170	15,977
新株予約権		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	32
当中間期変動額合計	—	32
当中間期末残高	—	32
少数株主持分		
当期首残高	659	885
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	68	101
当中間期変動額合計	68	101
当中間期末残高	727	986
純資産合計		
当期首残高	161,976	159,424
当中間期変動額		
剰余金の配当	△552	△541
中間純利益	5,363	3,457
自己株式の取得	△641	△1
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,150	2,312
当中間期変動額合計	5,321	5,226
当中間期末残高	167,297	164,650

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	7,935	6,109
減価償却費	962	1,727
減損損失	1	2
貸倒引当金の増減 (△)	△9,838	△2,553
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△7	△12
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	183	46
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	35	△531
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	30	25
偶発損失引当金の増減 (△)	△31	△23
資金運用収益	△19,578	△18,504
資金調達費用	1,314	863
有価証券関係損益 (△)	△353	701
為替差損益 (△は益)	47	157
固定資産処分損益 (△は益)	48	△0
貸出金の純増 (△) 減	22,777	76,251
預金の純増減 (△)	23,768	42,403
譲渡性預金の純増減 (△)	3,276	41,949
借入金の純増減 (△)	△27,927	△16,230
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△10	△60
コールローン等の純増 (△) 減	960	△6,333
コールマネー等の純増減 (△)	209	△72
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△561	20
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△27	21
資金運用による収入	20,465	19,477
資金調達による支出	△1,646	△1,148
その他	1,178	3,169
小計	23,211	147,455
法人税等の支払額	△1,753	△1,134
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,457	146,321
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△154,849	△184,688
有価証券の売却による収入	70,797	17,844
有価証券の償還による収入	26,693	34,844
有形固定資産の取得による支出	△859	△680
有形固定資産の売却による収入	—	0
無形固定資産の取得による支出	△1,622	△134
無形固定資産の売却による収入	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△59,841	△132,814

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△552	△541
少数株主への配当金の支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△641	△1
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,194	△544
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	△2
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△39,580	12,960
現金及び現金同等物の期首残高	84,251	65,030
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 44,670	※1 77,990

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社 4社 山梨中央保証株式会社 山梨中銀リース株式会社 山梨中銀ディーシーカード株式会社 山梨中銀経営コンサルティング株式会社 (2) 非連結子会社 1社 やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
すべての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。

4 開示対象特別目的会社に関する事項

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
_____	_____	_____

5 会計処理基準に関する事項

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>				
<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。</p>				
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>				
<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>				
<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>また、有形固定資産に計上した連結子会社所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>②無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法を採用しております。 また、無形固定資産に計上した連結子会社所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。 なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	建物	3年～50年	その他の有形固定資産	2年～20年
建物	3年～50年			
その他の有形固定資産	2年～20年			
<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 貸出条件緩和債権(注記事項(中間連結貸借対照表関係)4. 参照)等を有する債務者及びその関連先に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 上記以外の債権(正常先債権及び要注意先債権のうちキャッシュ・フロー見積法を適用した債権を除いた債権)については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金も、主として当行と同一の方法により計上しております。</p>				
<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>				

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>
<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間連結会計期間末現在の要支給額を計上しております。</p>
<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(12) リース取引の収益・費用の計上基準 (貸手側) ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>
<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。</p>
<p>(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(15) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>

【追加情報】

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社への出資金115百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,570百万円、延滞債権額は48,434百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,379百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,383百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,546百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は1,480百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社への出資金114百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,191百万円、延滞債権額は48,719百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は32百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,815百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,759百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,473百万円あります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は2,000百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table data-bbox="271 268 766 403"> <tr> <td>有価証券</td> <td>163,879百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>10,223百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>25,400百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券66,757百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は271百万円であります。</p> <p>※9 借入金のうち616百万円の担保として、未経過リース期間に係るリース契約債権(「その他資産」に含まれるリース投資資産とリース投資資産に係る受取利息相当額の合計額)1,041百万円を供しております。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は377,625百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが362,305百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 33,104百万円</p> <p>※12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,556百万円であります。</p>	有価証券	163,879百万円	担保資産に対応する債務		預金	10,223百万円	借入金	25,400百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table data-bbox="893 268 1388 403"> <tr> <td>有価証券</td> <td>164,047百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>6,001百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>9,010百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券66,857百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は274百万円あります。</p> <p>※9 借入金のうち805百万円の担保として、未経過リース期間に係るリース契約債権(「その他資産」に含まれるリース投資資産とリース投資資産に係る受取利息相当額の合計額)1,129百万円を供しております。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は386,947百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが371,888百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 33,169百万円</p> <p>※12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,467百万円であります。</p>	有価証券	164,047百万円	担保資産に対応する債務		預金	6,001百万円	借入金	9,010百万円
有価証券	163,879百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	10,223百万円																
借入金	25,400百万円																
有価証券	164,047百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	6,001百万円																
借入金	9,010百万円																

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 「その他経常収益」には、株式等売却益298百万円を含んでおります。	※1 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益1,798百万円を含んでおります。
※2 「その他経常費用」には、株式等償却645百万円及び株式等売却損396百万円を含んでおります。	※2 「その他経常費用」には、株式等償却855百万円及び株式等売却損326百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	189,915	—	5,000	184,915	(注)2
自己株式					
普通株式	5,638	1,800	5,002	2,437	(注)1,2

(注) 1 当中間連結会計期間中の増加株式数の内訳は以下のとおりであります。

自己株式

取締役会決議による自己株式の取得による増加 1,793千株
 単元未満株式の買取請求による増加 7千株

2 当中間連結会計期間中の減少株式数の内訳は以下のとおりであります。

(1) 発行済株式

取締役会決議による自己株式の消却による減少 5,000千株

(2) 自己株式

取締役会決議による自己株式の消却による減少 5,000千株
 単元未満株式の買増請求による減少 2千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	552	3.0	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	547	利益剰余金	3.0	平成22年9月30日	平成22年12月6日

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	184,915	—	—	184,915	
自己株式					
普通株式	4,367	4	0	4,371	(注)

(注) 当中間連結会計期間中の変動事由は、単元未満株式の買取請求による増加及び買増請求による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要	
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当行	ストック・オ プションとし ての新株予約 権		—		32			
合計			—		32			

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	541	3.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	631	利益剰余金	3.5	平成23年9月30日	平成23年12月5日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位 百万円)	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位 百万円)
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定 44,902	現金預け金勘定 78,221
日本銀行以外への預け金 △ 231	日本銀行以外への預け金 △ 231
現金及び現金同等物 44,670	現金及び現金同等物 77,990

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1 リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(1) 有形固定資産

主として事務機器等であります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(1) 有形固定資産

主として事務機器等であります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

2 リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

1 リース投資資産の内訳

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
リース料債権部分	百万円	8,825	8,914
見積残存価額部分	百万円	—	—
受取利息相当額	百万円	△ 910	△ 862
リース投資資産	百万円	7,915	8,052

2 リース投資資産に係るリース料債権部分の(中間)連結会計年度(期間)末日後の回収予定額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年以内	百万円	3,165	3,091
1年超2年以内	百万円	2,395	2,306
2年超3年以内	百万円	1,601	1,590
3年超4年以内	百万円	974	1,013
4年超5年以内	百万円	459	519
5年超	百万円	229	392
合計	百万円	8,825	8,914

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預け金	65,200	65,200	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	40	40	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,554	2,560	6
その他有価証券	1,088,808	1,088,808	—
(4) 貸出金	1,516,665		
未収収益(貸出金利息)	1,023		
前受収益(貸出金利息及び保証料)(※1)	△ 1,711		
貸倒引当金(※2)	△ 24,807		
	1,491,169	1,507,357	16,187
資産計	2,647,773	2,663,967	16,194
(1) 預金	2,348,666		
未払費用(預金利息)	1,445		
	2,350,111	2,350,749	637
(2) 譲渡性預金	157,211		
未払費用(譲渡性預金利息)	101		
	157,313	157,351	37
負債計	2,507,425	2,508,100	674
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(22)	(22)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1)	(1)	—
デリバティブ取引計	(23)	(23)	—

(※1) 貸出金の前受利息及び保証業務を行っている連結子会社の前受保証料であります。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産又はその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して純額表示しております。なお、負債計上額が資産計上額を上回る項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金はすべて満期のないものであり、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

非上場事業債券は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率若しくは無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における取得原価又は償却原価から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等により、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引(為替予約)であり、インターバンク、ディーラー間市場等での気配値により時価を算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
① 非上場株式 (* 1) (* 2)	374
② 組合出資金 (* 1) (* 3)	115
合計	489

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) その他有価証券に区分しており、当連結会計年度において、16百万円減損処理を行っております。

(※3) 非連結子会社に該当する組合への出資金であります。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預け金	78,221	78,221	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	22	22	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,467	2,465	△ 1
その他有価証券	1,222,635	1,222,635	—
(4) 貸出金	1,440,414		
未収収益(貸出金利息)	964		
前受収益(貸出金利息及び保証料)(※1)	△ 1,574		
貸倒引当金(※2)	△ 22,320		
	1,417,483	1,439,183	21,699
資産計	2,720,829	2,742,527	21,697
(1) 預金	2,391,069		
未払費用(預金利息)	1,211		
	2,392,280	2,393,348	1,067
(2) 譲渡性預金	199,161		
未払費用(譲渡性預金利息)	49		
	199,210	199,295	84
負債計	2,591,491	2,592,643	1,152
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(8)	(8)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	5	5	—
デリバティブ取引計	(3)	(3)	—

(※1) 貸出金の前受利息及び保証業務を行っている連結子会社の前受保証料であります。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産又はその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して純額表示しております。なお、負債計上額が資産計上額を上回る項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金はすべて満期のないものであり、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

非上場事業債券は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率若しくは無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における取得原価又は償却原価から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等により、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引(為替予約)であり、インターバンク、ディーラー間市場等での気配値により時価を算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
① 非上場株式(※1)(※2)	336
② 組合出資金(※1)(※3)	114
合計	451

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) その他有価証券に区分しており、当中間連結会計期間において、1百万円減損処理を行っております。

(※3) 非連結子会社に該当する組合への出資金であります。

(有価証券関係)

※1 (中間)連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	1,460	1,479	18
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	1,093	1,081	△ 12
合計		2,554	2,560	6

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	29,669	20,970	8,699
	債券	903,187	884,647	18,539
	国債	470,910	464,052	6,858
	地方債	162,598	157,422	5,175
	社債	269,678	263,173	6,505
	その他	10,828	8,949	1,878
	小計	943,685	914,567	29,117
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	20,261	23,574	△ 3,313
	債券	111,805	112,679	△ 874
	国債	93,627	94,313	△ 686
	地方債	12,057	12,172	△ 114
	社債	6,121	6,194	△ 73
	その他	13,056	15,063	△ 2,007
	小計	145,122	151,318	△ 6,195
合計		1,088,808	1,065,885	22,922

(注) 上記には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式(連結貸借対照表計上額及び取得原価374百万円)を含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,249百万円(全額が株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- ① 連結決算日における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- ② 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
- ③ 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

II 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えるもの	社債	1,521	1,534	13
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えないもの	社債	946	931	△ 14
合計		2,467	2,465	△ 1

2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	23,262	15,524	7,738
	債券	1,133,314	1,109,227	24,087
	国債	689,375	679,445	9,930
	地方債	184,735	177,791	6,943
	社債	259,203	251,989	7,213
	その他	7,313	5,818	1,494
	小計	1,163,890	1,130,570	33,320
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	23,264	26,972	△ 3,708
	債券	19,429	19,491	△ 61
	国債	14,972	15,002	△ 29
	地方債	1,768	1,772	△ 4
	社債	2,687	2,715	△ 28
	その他	16,051	19,044	△ 2,993
	小計	58,745	65,508	△ 6,763
合計		1,222,635	1,196,079	26,556

(注) 上記には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式(中間連結貸借対照表計上額及び取得原価336百万円)を含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、854百万円(全額が株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- ① 中間連結決算日における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- ② 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
- ③ 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	22,922
その他有価証券	22,922
(△)繰延税金負債	9,118
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	13,803
(△)少数株主持分相当額	5
その他有価証券評価差額金	13,798

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	26,556
その他有価証券	26,556
(△)繰延税金負債	10,581
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	15,975
(△)少数株主持分相当額	△ 1
その他有価証券評価差額金	15,977

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	750	—	△ 10	△ 10
	買建	825	—	△ 11	△ 11
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△ 22	△ 22

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	602	—	14	14
	買建	583	—	△ 23	△ 23
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△ 8	△ 8

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 32百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く) 12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 102,200株
付与日	平成23年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成23年7月30日～平成53年7月29日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	316円

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、報告セグメントが1つ(銀行業)であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資 業務(百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	13,475	7,972	6,712	28,160

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資 業務(百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	14,259	6,807	6,261	27,328

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、報告セグメントが1つ(銀行業)であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	878.10	906.32

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	29.30	19.14
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	5,363	3,457
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	5,363	3,457
普通株式の期中平均株式数	千株	183,029	180,545
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	19.13
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	—	101
うち新株予約権	千株	—	101
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注) 前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当ありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	65,197	78,217
コールローン	13,234	18,217
買入金銭債権	8,732	9,854
商品有価証券	40	22
有価証券	※1, ※8, ※11 1,094,686	※1, ※8, ※11 1,228,468
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,526,084	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,449,630
外国為替	※6 771	※6 750
その他資産	※8 6,712	※8 6,608
有形固定資産	※10 25,384	※10 25,234
無形固定資産	8,164	7,354
支払承諾見返	7,222	6,683
貸倒引当金	△19,682	△17,532
資産の部合計	2,736,548	2,813,509
負債の部		
預金	※8 2,349,338	※8 2,391,566
譲渡性預金	163,911	205,861
コールマネー	922	850
借入金	※8 25,400	※8 9,010
外国為替	84	106
その他負債	22,796	26,239
未払法人税等	838	1,940
リース債務	2,136	2,040
その他の負債	19,821	22,258
役員賞与引当金	31	19
退職給付引当金	7,467	7,513
役員退職慰労引当金	531	—
睡眠預金払戻損失引当金	332	358
偶発損失引当金	246	222
繰延税金負債	287	2,227
支払承諾	7,222	6,683
負債の部合計	2,578,573	2,650,659

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	15,400	15,400
資本剰余金	8,287	8,287
資本準備金	8,287	8,287
利益剰余金	122,349	125,004
利益準備金	9,405	9,405
その他利益剰余金	112,943	115,599
固定資産圧縮積立金	101	101
別途積立金	107,801	108,801
繰越利益剰余金	5,041	6,696
自己株式	△1,836	△1,837
株主資本合計	144,200	146,854
その他有価証券評価差額金	13,774	15,963
繰延ヘッジ損益	△0	0
評価・換算差額等合計	13,774	15,963
新株予約権	—	32
純資産の部合計	157,974	162,850
負債及び純資産の部合計	2,736,548	2,813,509

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	25,058	24,436
資金運用収益	19,636	18,556
(うち貸出金利息)	13,139	12,152
(うち有価証券利息配当金)	6,386	6,307
役務取引等収益	3,405	3,287
その他業務収益	1,341	417
その他経常収益	※1 675	※1 2,174
経常費用	18,823	18,885
資金調達費用	1,358	910
(うち預金利息)	1,137	745
役務取引等費用	1,098	1,114
その他業務費用	172	—
営業経費	※2 14,431	※2 15,496
その他経常費用	※3 1,762	※3 1,363
経常利益	6,234	5,551
特別利益	1,652	0
固定資産処分益	—	0
貸倒引当金戻入益	1,621	—
償却債権取立益	31	—
特別損失	160	2
減損損失	1	2
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	110	—
固定資産処分損	48	—
税引前中間純利益	7,727	5,549
法人税、住民税及び事業税	944	1,885
法人税等調整額	1,435	467
法人税等合計	2,380	2,352
中間純利益	5,346	3,197

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,400	15,400
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	15,400	15,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,287	8,287
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,287	8,287
その他資本剰余金		
当期首残高	19	—
当中間期変動額		
自己株式の消却	△2,116	—
自己株式の処分	△0	△0
利益剰余金から資本剰余金への振替	2,097	0
当中間期変動額合計	△19	—
当中間期末残高	—	—
資本剰余金合計		
当期首残高	8,307	8,287
当中間期変動額		
自己株式の消却	△2,116	—
自己株式の処分	△0	△0
利益剰余金から資本剰余金への振替	2,097	0
当中間期変動額合計	△19	—
当中間期末残高	8,287	8,287
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	9,405	9,405
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	9,405	9,405
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	101	101
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	101	101

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
別途積立金		
当期首残高	107,801	107,801
当中間期変動額		
別途積立金の積立	—	1,000
当中間期変動額合計	—	1,000
当中間期末残高	107,801	108,801
繰越利益剰余金		
当期首残高	4,377	5,041
当中間期変動額		
剰余金の配当	△552	△541
別途積立金の積立	—	△1,000
利益剰余金から資本剰余金への振替	△2,097	△0
中間純利益	5,346	3,197
当中間期変動額合計	2,696	1,655
当中間期末残高	7,074	6,696
利益剰余金合計		
当期首残高	121,685	122,349
当中間期変動額		
剰余金の配当	△552	△541
利益剰余金から資本剰余金への振替	△2,097	△0
中間純利益	5,346	3,197
当中間期変動額合計	2,696	2,655
当中間期末残高	124,381	125,004
自己株式		
当期首残高	△2,507	△1,836
当中間期変動額		
自己株式の取得	△641	△1
自己株式の消却	2,116	—
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	1,476	△1
当中間期末残高	△1,031	△1,837
株主資本合計		
当期首残高	142,884	144,200
当中間期変動額		
剰余金の配当	△552	△541
中間純利益	5,346	3,197
自己株式の取得	△641	△1
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	4,153	2,653
当中間期末残高	147,037	146,854

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	18,068	13,774
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,085	2,189
当中間期変動額合計	1,085	2,189
当中間期末残高	19,154	15,963
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△0	△0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	△0	0
評価・換算差額等合計		
当期首残高	18,068	13,774
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,085	2,189
当中間期変動額合計	1,085	2,189
当中間期末残高	19,154	15,963
新株予約権		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	32
当中間期変動額合計	—	32
当中間期末残高	—	32
純資産合計		
当期首残高	160,953	157,974
当中間期変動額		
剰余金の配当	△552	△541
中間純利益	5,346	3,197
自己株式の取得	△641	△1
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,085	2,221
当中間期変動額合計	5,238	4,875
当中間期末残高	166,192	162,850

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他の有形固定資産 2年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。 なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 貸出条件緩和債権(注記事項(中間貸借対照表関係) 4. 参照)等を有する債務者及びその関連先に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 上記以外の債権(正常先債権及び要注意先債権のうちキャッシュ・フロー見積法を適用した債権を除いた債権)については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>
	<p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>
	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。</p>
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	<p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>

【追加情報】

<p>当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 3,160百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,235百万円、延滞債権額は47,048百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,379百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は53,663百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 3,159百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,983百万円、延滞債権額は47,405百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は32百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,815百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,237百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,546百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は1,480百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="215 672 774 817"> <tr> <td>有価証券</td> <td>163,879百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>10,223百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>25,400百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券66,757百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は271百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は309,227百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが293,907百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 32,273百万円</p> <p>※11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,556百万円であります。</p>	有価証券	163,879百万円	担保資産に対応する債務		預金	10,223百万円	借入金	25,400百万円	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,473百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は2,000百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="853 672 1412 817"> <tr> <td>有価証券</td> <td>164,047百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>6,001百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>9,010百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券66,857百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は274百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は319,185百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが304,126百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 32,569百万円</p> <p>※11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,467百万円であります。</p>	有価証券	164,047百万円	担保資産に対応する債務		預金	6,001百万円	借入金	9,010百万円
有価証券	163,879百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	10,223百万円																
借入金	25,400百万円																
有価証券	164,047百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	6,001百万円																
借入金	9,010百万円																

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 「その他経常収益」には、株式等売却益298百万円を含んでおります。 ※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 819百万円 無形固定資産 26百万円 ※3 「その他経常費用」には、株式等償却879百万円及び株式等売却損396百万円を含んでおります。	※1 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益1,759百万円を含んでおります。 ※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 779百万円 無形固定資産 841百万円 ※3 「その他経常費用」には、株式等償却855百万円及び株式等売却損326百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	5,638	1,800	5,002	2,437	(注)1、2

(注) 1 当中間会計期間中の増加株式数の内訳は以下のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 1,793千株

単元未満株式の買取請求による増加 7千株

2 当中間会計期間中の減少株式数の内訳は以下のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の消却による減少 5,000千株

単元未満株式の買増請求による減少 2千株

II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	4,367	4	0	4,371	(注)

(注) 当中間会計期間中の変動事由は、単元未満株式の買取請求による増加及び買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

① 有形固定資産

主として事務機器等であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

① 有形固定資産

主として事務機器等であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
有形固定資産	629	457	—	171
無形固定資産	150	101	—	48
合計	779	559	—	220

当中間会計期間(平成23年9月30日)

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高 相当額(百万円)
有形固定資産	566	455	—	110
無形固定資産	146	113	—	33
合計	713	568	—	144

(2) 未経過リース料期末残高相当額

		前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	百万円	153	129
1年超	百万円	86	29
合計	百万円	240	158

(3) リース資産減損勘定期末残高

前事業年度(平成23年3月31日)

リース資産減損勘定年度末残高 一百万円

当中間会計期間(平成23年9月30日)

リース資産減損勘定中間会計期間末残高 一百万円

(4) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	百万円	96	86
リース資産減損勘定の取崩額	百万円	—	—
減価償却費相当額	百万円	84	76
支払利息相当額	百万円	9	5
減損損失	百万円	—	—

(5) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(6) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は、子会社株式3,160百万円であります。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は、子会社株式3,159百万円であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	29.21	17.70
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	5,346	3,197
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	5,346	3,197
普通株式の期中平均株式数	千株	183,029	180,545
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	17.69
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	—	101
うち新株予約権	千株	—	101
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注) 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 【その他】

中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第109期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当による配当金の総額	631百万円
1株当たりの金額	3円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年12月5日

(注) 平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払を行う。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月17日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 順 二 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月17日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順 二 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第109期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月22日

【会社名】 株式会社 山梨中央銀行

【英訳名】 The Yamanashi Chuo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 進 藤 中

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社 山梨中央銀行東京支店
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役頭取 進藤 中は、当行の第109期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

